

徳島大学病院 災害対策マニュアル



令和3年11月改訂
徳島大学病院
(抜粋版)

II 災害対策本部の設置

病院長（またはその代理者）は、重大な災害が発生し、又は発生することが予想される場合は、早急に災害対策委員会委員をもって組織する災害対策本部を外来診療棟5階日亜ホールWhite大に設置し、災害対策本部長となり指揮・総括する。

※休日・夜間においては、本部長代理（ICU当直責任者Dr.）と連携し、宿日直看護師長が日亜ホールWhite大を解錠し、設営の初動対応を行う。

1. 災害対策本部の構成員は次のとおりとする。

本部長・・・病院長またはその代理者

副本部長・・・各担当副病院長

災害対策室長（病院長補佐（救急・災害担当））

救急集中治療部長

本部員・・・各担当病院長補佐

災害対策委員会委員

2. 病院長が不在の場合の代理者の優先順位は次のとおりとする。

優先順位1・・・副病院長（総務担当）

優先順位2・・・副病院長（診療担当）

優先順位3・・・災害対策室長（病院長補佐（救急・災害担当））

III 災害対策会議

病院長（またはその代理者）は、早急に災害対策会議を招集・開催し、患者および職員の安全確保と災害医療体制の業務について検討する。

IV 災害発生時の具体的な対応

1. 緊急地震速報受信時の対応

気象庁から警報として緊急地震速報が発表され、テレビやラジオなどの放送及び携帯電話等で情報を見聞きした場合は、揺れがこなくても1分程度は身を守る行動をとり続け、揺れが収まってから震度情報等を確認し、落ち着いて行動する。

1) 自身及び身近な患者等の安全を確保し、揺れの発生に対応する。

2) 揺れが収まってから震度情報等を確認し、職員、患者及び施設等の被害確認を実施する。

3) 発生震度に応じ、「徳島市内において地震が発生した場合の報告体制」に準じて被害状況の把握及び報告を実施する。

徳島市内において地震が発生した場合の報告体制

I. 連絡報告体制の基準

徳島市内において地震が発生した場合の報告体制の基準及び報告事項は以下とする。

震 度	対応部署及び報告事項
震度5強 以上	全部署対応(災害対策マニュアル参照) 全ての職員は指示がなくとも自主的に速やかに出勤する。※1
	<p>○第一報</p> <p>患者及び来院者の被害状況及び安否確認報告 職員の被害状況及び安否確認報告</p> <p>○第二報</p> <p>病院施設及び院内設備等の被害状況報告 放射線機器及び使用室の被害状況報告</p> <p>○第三報(適宜報告)</p> <p>医療機器の被害状況報告 医薬品の被害状況報告 その他の被害状況報告</p>
震度5弱)	看護部, 放射線部, 事務部, 薬剤部, 医療技術部, 栄養部・病院情報センターによる報告 その他の部署は, 各部署内の被害状況により部署長等から報告 ※各部署長等は, 部署内の被害状況を把握し報告をする
	<p>○第一報</p> <p>患者及び来院者の安否確認報告……看護部・守衛 職員の被害状況報告…全被害発生部署</p> <p>○第二報</p> <p>病院施設及び設備の被害状況報告……事務部(施設整備課), 栄養部, 守衛 放射線機器及び使用室の被害状況報告……放射線部 医薬品, 医療機器, 検査機器等の被害状況報告…薬剤部, 診療支援部</p> <p>○第三報(適宜報告)</p> <p>重要及び指示を仰ぐ必要がある事案の報告……各部署長の判断により報告 職員の安否確認報告……病院長又は災害対策室長の指示により実施</p>
震度4)	被害の発生した部署長等による報告 ※各部署長等は部署内の被害状況を把握し, 重要な事案が発生した案件のみ報告する
	<p>○第一報</p> <p>患者及び職員等の負傷者が発生した場合 病院施設及び医療機器等に医療継続に支障が出るような被害が発生した場合 重要及び指示を仰ぐ必要がある事案の報告……各部署長の判断により報告</p>
震度3以下	

※1 ただし, 自分および家族の安全確保を最優先とする。

II. 経過報告

後日, 報告内容を文書にして, 災害対策室へ提出